

医療法人財団明理会 介護老人保健施設

埼玉ロイヤルケアセンター

<通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程>

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人財団明理会が開設する介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

介護予防通所リハビリテーション事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第4条 通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーションを行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 一 | 名称 | 介護老人保健施設 埼玉ロイヤルケアセンター |
| 二 | 開設年月日 | 平成7年8月28日 |
| 三 | 所在地 | 埼玉県入間郡三芳町上富2181-5 |
| 四 | 定員 | 49人 |

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所の勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（医師） 常勤1人 非常勤0.5人
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション業務及び従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的な管理を行う。
- 二 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 常勤3人（施設入所と兼務）
身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。
- 三 看護・介護職員 常勤12人 非常勤2.6人
健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護・介護を行う。
- 四 支援相談員 常勤1人
利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- 五 管理栄養士 常勤2人
栄養食事相談、栄養ケア計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日、祝日
(日曜日、12月31日から1月3日までを除く)
- 二 営業時間 8時30分から17時30分とする。
- 三 サービス提供時間 9時00分から16時00分とする。(月～土)

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービス内容は、次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーションの内容
 - ① 通所リハビリテーション計画の立案
 - ② 機能訓練（理学療法、作業療法、言語療法等）
 - ③ 介護（食事介助、排泄介助、入浴介助等）
 - ④ 実施する加算項目は料金表による。
- 二 介護予防通所リハビリテーションの内容
 - ① 運動器機能向上訓練
 - ② 口腔機能向上訓練
 - ③ 栄養改善・栄養状態の管理
実施する加算項目は料金表による。
- 三 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの共通サービス内容
 - ① 食事
 - ② 入浴
 - ③ 送迎
 - ④ 医学的管理、看護（健康チェック、投薬等）

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第 8 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 医師等の従業者は上記の通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

3 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容にそって作成するものとする。

4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(利用者負担の額)

第 9 条 利用者負担の額を以下とおりとす。

- 一 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 二 食費、おやつ代、日常生活品費、イベント参加費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書にて説明を受け別に定める料金表にて支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

三芳町全域、ふじみ野市全域、富士見市全域及び川越市一部地域(下松原、藤間、下赤坂)
上記以外の地域居住の利用希望がある場合、定員を考慮し柔軟に対応するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

- 2 喫煙をする場合は、決められた場所で行うものとする。
- 3 サービス利用中は、宗教活動、営利行為、特定の政治活動を禁止とする。
- 4 施設内へのペットの持込み、飼育は禁止とする。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（ 苦情処理 ）

第 13 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（ 個人情報の保護 ）

第 14 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう徹底する。

（ 身体の拘束等 ）

第 15 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束等行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を診療録に医師が記載する。

（ 虐待の防止のための措置 ）

第 16 条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号における措置を講ずるものとする。

2 虐待防止対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

3 虐待の防止のための基本方針を整備すること。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施すること。

5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（ 非常災害対策 ）

第 17 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

附 則

この規定は、平成 7 年 8 月 28 日を以って施行する。

平成 9 年	4 月	1 日	一部改正
平成 12 年	4 月	1 日	一部改正
平成 15 年	4 月	1 日	一部改正
平成 16 年	4 月	1 日	一部改正
平成 17 年	4 月	1 日	一部改正
平成 21 年	4 月	1 日	一部改正
平成 23 年	2 月	1 日	一部改正
平成 23 年	3 月	1 日	一部改正
平成 23 年	7 月	1 日	一部改正
平成 24 年	4 月	1 日	一部改正
平成 24 年	6 月 28 日		一部改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	8 月	1 日	一部改正
平成 28 年	4 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	8 月	1 日	一部改正
令和 1 年	10 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
令和 5 年	5 月	1 日	一部改正
令和 5 年	7 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正